

淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会設置要綱

(設置)

第1条 河川法第16条の2第3項及び第4項に規定する趣旨に基づき、兵庫県阪神北
県民局長(以下「県民局長」という。)が、「淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会」
(以下「懇談会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 懇談会は、淀川水系猪名川圏域河川整備計画を策定するにあたり、同河川整備
計画原案について意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 懇談会は、兵庫県が管理する淀川水系猪名川圏域の河川とその流域に関して、
次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合的な治水に関すること。
- (2) 河川整備計画の目標に関すること。
- (3) 河川の整備の実施に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、県民局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第1回懇談会の開催日から1年間とする。

(委員の義務)

第5条 委員は、職務上の地位を政党又は政治的目的、営利目的若しくは宗教的目的の
ために利用してはならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 懇談会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員を代表し懇談会の会務を総括する。
- 3 委員長が不在の時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議運営)

第7条 懇談会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は懇談会の議長となり、会議を運営する。

- 3 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 懇談会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。
- 5 委員長は必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の人と同席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 河川管理者及び行政関係者は、懇談会の審議に必要な資料提供や説明を行う。また、委員長の許可を得て自ら発言することができる。

(情報公開)

第8条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法は懇談会で定める。

- 2 県民局長は、前項で定められた内容に従って情報公開する。

(謝金)

第9条 委員が懇談会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員が懇談会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第11条 懇談会の事務局は、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所に置き、懇談会の運営に関する庶務を行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関して必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、委員の任期とともにその効力を失う。